

詐欺 管業 H26-01-3 <<#449>>

【問】 正誤をつけよ。

甲建物を所有するAが、同建物をBに売却する旨のAB間の契約(以下、本間において「本件契約」という。)を締結した。本件契約がCのAに対する詐欺によって締結された場合に、Bが、本件契約の締結時にその詐欺の事実を知っていたときは、Aは、本件契約を取り消すことができる。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 第三者による詐欺

相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合には、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。(民法 96 条 2 項)

